

環境省交渉

質問 1) 辺野古新基地建設工事着工後のジュゴン生息範囲の変化について

環境省は、沖縄防衛局が環境アセスの調査を実施する前の 2003 年から 2006 年までの間、ジュゴンと藻場の広域的調査の一環で、個体 A を 7 回、個体 C とと思われる個体を計 3 回確認した。その個体 C は平成 26 年 5 月を最後に大浦湾で確認されなくなり、その後平成 27 年 6 月を最後に行方不明となった。また、個体 A は平成 27 年度から大浦湾の湾口に現れなくなり、平成 29 年度から行動範囲が辺野古崎から遠ざかるように南東に拡大した。その後平成 30 年 9 月を最後に消息不明となった。

沖縄防衛局はこれらジュゴン生息範囲の変化や、行方不明となった要因について、工事の影響ではないとしているが、平成 26、27 年度は、沖縄防衛局が大浦湾に多数の警戒船を航行させ、トンブロックを投入し、立ち入り制限を示すブイを設置し、ボーリング調査を実施し、護岸工事に着手するなど、それまで静寂だった大浦湾の環境が一変した時期と重なる。また、平成 29 年度は沖縄防衛局が捨石投入など最も大きな騒音や振動が発生したとする時期と重なり、これら一連の工事がジュゴンの生息範囲に影響を与えたのは明白であると考えますが、環境省の見解を伺いたい。また、工事の影響はないとするならば、その根拠を示して頂きたい。

質問 1 に対する回答)

辺野古の大浦湾における工事による影響は、環境省としては把握していない。ジュゴンへの配慮を含む辺野古・大浦湾における工事の実施における環境配慮については、事業者である沖縄防衛局において専門家の意見を聞きながら適切に対応されているものと認識している。

質問 2. 環境保全図書に記載された対策の義務について

本環境アセスメントの環境保全図書では「工事の実施後は、ジュゴンの生息範囲に変化が見られないか監視し、変化が見られた場合は工事との関連性を検討し、工事による影響と判断された場合は速やかに施工方法の見直し等を行なうなどの対策を講じます」と記載されている。前述の通り工事によるジュゴンへの影響は明らかであり、現在大浦湾や嘉陽海域にジュゴンは戻っておらず、

ジュゴンが当該海域に近寄れない影響要因が今なお存在すると判断される。これらのジュゴンの生息範囲の変化について環境影響評価法を所管する環境省は沖縄防衛局に対して速やかに対策を講じるよう指導し、その対策によってジュゴンが戻らなければ対策に効果がないと判断し、工事の中止を求めるべきだが、環境省の見解を伺いたい。

質問2に対する回答) 環境保全図書に記載された対策の義務について

辺野古・大浦湾の工事における環境配慮について、環境影響評価等の結果も踏まえて、事業者である沖縄防衛局において適切に行われるものと認識している。

質問3) ジュゴンの個体Aが行方不明になったことについて

個体Aは個体識別された平成15年11月には既に成獣だったことや、私たちが嘉陽で調査を開始した平成10年(1998年)には既に同海域では食み跡が確認されていたことから、定着性が強い個体Aが嘉陽地先を拠点に生息していたのは、少なくとも20年前の平成10年(1998年)以前からと推測される。環境省はジュゴンと藻場の広域的調査の一環で、この個体Aが生息する嘉陽地先においてラジコンヘリによる海草藻場の空撮調査、陸上からの24時間行動観察調査、マンタ法+マーキングによる継続的なモニタリングなどを実施し、ジュゴン生息地としての嘉陽海域の重要性を明らかにした。今回定着性の強い個体Aが生息地を追い出されるという事態を招いたが、日本産ジュゴンの存続の危機や生息地としての嘉陽海域の重要性を認識していたはずの環境省は、この事態についてどう考え、どう対処する考えか伺いたい。

質問3に対する回答) ジュゴンの個体Aが行方不明になったことについて

環境省としては、嘉陽海域の重要性は認識している。漁業者を含む地域住民の理解を得るための普及啓発活動や、漁業者による食み跡モニタリング調査などの取り組みを行ってきた。沖縄防衛局の調査によればジュゴン個体Aは確認できていないということだが、まだいなくなったということが確定したわけではない。環境省としては引き続き漁業との共生に向けた取り組みを嘉陽においても実施していきたい。辺野古・大浦湾における工事の影響そのものは環境省としては把握していない。

質問4) ジュゴン広域調査について

ジュゴンと藻場の広域的調査の一環で環境省が確認していた個体 A 及び個体 C が辺野古新基地建設工事着手後に不明となったことから、これらのジュゴンの行方について調べるための、沖縄島及び周辺離島を含む広域調査を緊急に実施するべきだと考えるが、調査についての考えを伺いたい。

質問 4 に対する回答)

特定の事業と関連づけて、環境省が自ら当該事業の調査を行なって、当該種の生息確認を行うということとはしていない。限られた予算の中で今後必要に応じて南西諸島におけるジュゴンの目撃情報の収集と行った調査の実施を検討している。

質問 5) ジュゴンの保護対策について

環境省が日本産ジュゴンの保護に着手した 2001 年から今年で 18 年になる。車座会議やジュゴンレスキューなど漁業者を対象にジュゴン保護への理解を深める取り組みは一定の評価ができる。しかし、ジュゴンレスキューはジュゴンが生きたまま混獲された場合には効果が期待できるが、そもそも混獲を防ぐ効果はない。一方、平成 16 年（2004）第 159 回国会において、調査の結果、ジュゴンは沖縄本島の周辺海域での確認頭数が極めて少なかったことから、種の保存法の国内希少野生動植物種選定要件に該当すると認め、平成 23 年（2011）には地元の名護市議会もジュゴンを国内希少野生動植物種に選定するよう環境大臣及び法務大臣に意見書を提出したが、同省は国内希少野生動植物種への指定を行わず、混獲や開発行為からジュゴン及び生息地を守る手立てを行わないまま現在に至った。その結果 2003 年に環境省が最小発見個体数を 5 頭としたジュゴンは、その後 2008 年に実施された辺野古新基地建設に伴う環境アセスメントの調査ではわずかに 3 頭となり、その内の一頭である個体 B は、先月 3 月 18 日に死亡が確認され、残りの 2 頭も現在消息不明となっている。

個体 B の死亡原因は今後の解剖結果で明らかになることを期待するが、この日本産ジュゴンの危機的な状況はこれまでの保護対策が不十分であったことを如実に示すものである。そこで、環境省が行ってきたジュゴン保護政策の 18 年を自己評価し、その上で今後どの法律を使い、いつまでにジュゴン及びその生息地を保全する予定か、そのロードマップを示して頂きたい。

質問 5 に対する回答) ジュゴンの保護対策について

環境省としてはこれまで相次いで発生した漁網による混獲での死亡事故を未

然に防ぐことが一番重要であると認識している。網にかかってしまったジュゴンを生きたままで救出するためのレスキュー訓練や、漁業者を含む地域住民の方々の理解を得るための普及啓発活動を行ってきた。こうした取り組みについては引き続き進めていきたい。

法規制について。国内法では鳥獣保護管理法の対象になっていて、個体の捕獲・殺傷は禁止されている。国際的にもワシントン条約の附属書Iに掲載されていて商業的な国際取引は禁止されている。規制という観点で言えば、必要な規制はされていると考えている。

質問6) 第三者的立場の専門家について

今、沖縄のジュゴンが置かれている状況は危機的であり、日本の哺乳類の中で、最も絶滅の恐れのある動物であると言える。普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の判断をゆだねる沖縄防衛局の調査に頼るのではなく、第三者の専門家による検証を行い、透明性を確保し検証結果を公表することをお願いしたい。なお専門家については、例えば、粕谷俊雄氏、エレン・ハインズ氏、アマンダ・ホジソン氏、ヘレン・マーシュ氏、Marine Mammal Commission (<https://www.mmc.gov/>)などを推薦する。

質問6に対する回答) 第三者的立場の専門家について

ジュゴンへの配慮を含む辺野古・大浦湾における工事の実施における環境配慮については、事業者である沖縄防衛局において専門家の意見を聞きながら行われるのが重要であると認識している。特定の事業と関連づけて環境省が自ら当該事業の調査を行う予定はない。

質問7) 海砂採取について

個体Aの餌場であった嘉陽海域(天仁屋～安部)において、これまで断続的に海砂採取が行われ、住民は海草藻場＝ジュゴンの餌場や沿岸漁業への悪影響(魚介類が獲れなくなったなど)を指摘している。沖縄県の海砂利採取要綱では、海岸線から1km以遠、水深15m以上の海域で、1申請当たり30万m³以内と定められている、総量規制はなく、過去10年ほどは年間100～200万m³が採取されている。沖縄近海に生息するジュゴンが利用している海草藻場に海砂採取の影響についてお考えをお聞かせいただきたい。

あると考えるなら、その影響について調査したことがあるか、あるいは今後調

査する考えはあるか、ないと考えるならその理由を示してください。

辺野古新基地建設に伴う大浦湾海底の軟弱地盤改良のために約 7 万 7 千本の砂ぐいを打つ計画が発表されていますが、これに必要な砂の量は、沖縄の過去平均年間海砂採取量の 3～5 年分に相当すると推定される。沖縄近海から海砂採取が行われるなら、沿岸環境やジュゴンの餌場に多大な影響を及ぼすと思われるが、環境省の見解をお聞かせください。

質問 7 に対する回答)

海砂採取の実態や影響について、少なくとも自然環境局としては把握していない。 嘉陽海域沖合で海砂採取が行われているということがあるのであれば、その状況を把握していないので教えて欲しい。海砂の採取にあたっては、沖縄県の海砂利採取要項で取り扱いが定まっているということだが、その影響について調査したことはなく、現時点において調査予定はない。海砂採取の実態や影響について自然環境局として把握していないため、その調査を実施する必要性も含めて検討を要すると考えている。

質問 8) 海中不発弾の処理について

個体 B が確認されていた古宇利島周辺海域では、現在沖縄戦当時のものと思われる不発弾の存在が確認されており、私たち市民グループはジュゴンやサンゴ礁生態系にダメージを与えない処理を行うよう沖縄県に求めている。当海域は世界自然遺産候補地の周辺海域にあたり、IUCN が絶滅危惧種として評価するジュゴンが生息する貴重な海域でもある。

これまでに IUNC から日本政府に対して沖縄のジュゴン保護に関する勧告が 3 度出されているが、世界自然遺産登録に向けた手続きが再度進められている中、その候補地の周辺海域でジュゴンの生存を脅かす不発弾の海中爆破処理を行うことは、あってはならないことだと考える。国策で始めた戦争の処理である不発弾問題は国が解決すべき課題であり、自然環境局や廃棄物・リサイクル対策部を配する環境省は主体的に取り組むべき課題であると考えているが、海中不発弾問題に対して今後どのように取り組む考えか伺いたい。

質問 8 に対する回答)

処理については防衛省で適切に実施されていると認識している。